前橋市重度障害児者等日常生活用具給付等事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第７７条第１項第６号の規定に基づき、障害者等に対し、日常生活用上の便宜を図るための用具（以下「日常生活用具」という。）等を給付または貸与すること等（以下「給付等」という。）により日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

（実施主体）

第２条　本事業の実施主体は、前橋市とする。

（用語の定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1) 用具　別表１に規定する日常生活用具等をいう。

(2) 障害者　法第４条第１項に規定する障害者をいう。

(3) 障害児　法第４条第２項に規定する障害児をいう。

(4) 保護者　法第４条第３項に規定する保護者をいう。

(5) 障害者等　障害者または障害児をいう

(6) 申請者　用具のうち給付を受けようとする障害者または障害児の保護者をいう。

(7) 給付決定者　用具の給付の決定（以下、「給付決定」という。）を受けた障害者または障害児の保護者をいう。

(8) 難病患者等　障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号。以下「政令」という。）第１条に規定する特殊の疾病の診断を受けた障害者及び障害児をいう。

(9) 紙おむつ等　紙おむつ（紙おむつ、尿取りパッド）及び洗腸用具をいう。

（用具の種目及び基準額等）

第４条　給付等の対象となる用具は、別表１に規定する種目で、それぞれに定める性能を有するものとする。

２　この要綱において、ストマ用装具、紙おむつ、洗腸用具、収尿器を「継続用具」という。

３　別表１に規定する、「基準額」とは、用具の給付に要する費用の額（消費税含む）の上限となる額をいう。

ただし、市長は、申請者が基準額を超える額を全額自己負担することに同意している場合に限り、基準額を超える用具の給付を認めることができるものとする。

４　第７条第４項において、前項の規定中「用具の給付に要する費用の額」とあるのは、「当該種目の初回の給付決定日から耐用年数を経過するまでの期間における用具の給付に要する費用の合計額」と読替えるものとする。なお、当該期間を経過した時点で、その合計額が基準額に満たない場合、基準額と合計額の差額を次回以上の給付に加算することはできないものとする。

５　給付する用具を具体的に決定するに当たっては、「消費税法施行令第１４の４の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」（平成３年厚生省告示第１３０号）及び「消費税法の一部を改正する法律（平成３年法律第７３号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」（平成３年９月２６日社更第１９９号厚生省社会局更生課長・厚生省児童家庭局障害福祉課長・厚生省児童家庭局母子衛生課長通知）も参考とする。

６　既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より別表１の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。

ただし、当該期間を経過する前に故障し、修理不能により用具の使用が困難となったことが、販売業者の発行する書面によって確認できる場合は、この限りではない。

（対象者）

第５条　用具の給付をうけることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、在住する障害者等で、次の各号のいずれにも該当する者のうち、前橋市長が真に必要と認めたものとする。

(1) 別表１の対象者欄に規定する要件に該当していること。なお、障害者等が乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、上肢機能障害においては同表の上肢機能障害、移動機能障害においては同表の下肢または体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。

(2) 原則として在宅の障害者等とする。ただし、施設入所者及び入院患者についても、必要に応じて給付等の対象とすることができるものとする。

(3) 介護保険法（平成９年法律第１２３号）、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）、国家公務員災害補償法（昭和２６年法律第１９１号）、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に規定する施策の対象とはならない者。

２　前項の規定にかかわらず、障害者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付の対象から除外する。

(1) 第８条第１項の規定による申請の日（以下「申請日」という。）の属する年度（申請日の属する月が４月から６月までにあっては、前年度）分の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する所得割の、世帯合計額が４６万円以上であるとき。

(2) 複数の障害を有する障害者等の場合において、その内訳に記される障害または等級が別表１の規定を満たさないとき。

(3) 自己の所有に係る家屋以外に居住する障害者等であって、その家屋の所有者または管理者から、給付を受けようとする用具の設置又は改修につき承諾を得られないとき。

(4) 給付を受けようとする用具を現に所有しているとき。

(5) その他市長が不適当と認めるとき。

（所得割の額の算定）

第５条の２　前条第２項第１号の所得割の額は、政令第１７条第２号イに規定する所得割の額とする。

２　前条第２項第１号の所得割の額を算出する場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施法規則（平成１８年厚生労働省令第１９号）第２６条の３第１項の規定を準用する。

３　前条第２項第１号の世帯とは、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づく住民基本台帳上の同一世帯員及び、障害者等と生計を同じくする扶養義務者をいう。

（委託）

第６条　市は、用具の給付を低廉な価格で良質かつ適切な給付が確保できる業者に委託して行うものとする。

２　前項の委託を受けようとする業者は、市に委託契約の締結を申し込むものとする。

３　第1項の委託を受けている業者（以下「受託者」という。）は、名称その他前項による申し込み事項に変更があった場合は、速やかに市に当該変更事項を届けなければならない。

（用具の給付等）

第７条　用具の給付は、申請者からの申請に基づき、現物で行うものとする。

２　用具は、用具の主たる機能が別表１に規定する性能と合致しているかという観点により対象となるか否かの判断をおこなうものとし、多機能な性能を有する者は原則給付の

対象から除外する。
３　用具の給付は、原則として1人当たり同一種目1件とする。ただし、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、屋内信号装置、情報・通信支援用具及び視覚障害者用時計（以下、「複数給付対象種目」という。）の給付にあたっては、使用用途が異なる用具に限って1回の給付時に複数の用具を同時に給付できるものとする。
４　複数給付対象種目の給付については、当該種目の初回の給付決定から耐用年数を経過するまでの期間において、申請者からの申請に基づき、使用用途が異なる用具に限って複数の用具を複数回に分けて給付できるものとする。
５　修理費用は、公費負担の対象外とする。
６　点字図書の給付にあたっては、別紙１「点字図書等給付事業実施要綱」に定めるところによるものとする。
７　住宅改修費の給付については、別紙２「住宅改修費給付事業実施要綱」に定めるところによるものとする。
８　排泄管理支援用具においては、継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めるとともに、一括購入・共同購入又は競争入札等を活用することができるものとする。
（申請）
第８条　申請者は、日常生活用具給付等申請書に、次に掲げる書類を添付して市に提出しなければならない。
（1）給付を受けようとする用具の給付に要する費用の額を明らかにした見積書
（2）カタログ等
（3）その他市長が必要と認める書類
２　別表１の意見書欄に「○」が付されている用具については、原則第１項の申請書に、日常生活用具給付意見書（様式第１号。以下「意見書」という。）を添付しなければならない。
３　前項の意見書については、身体障害者手帳の認定に係る診断書等において、別表１に規定する当該要件を満たすことが医師により証明されている場合または給付を受けようとする用具について過去にこの要綱による給付決定を受けたことがある場合は、当該意見書を省略することができる。ただし身体状態が当時から大きく変化している場合を除く。
４　紙おむつ等の給付を希望する者については、初回の申請時に限り申請書の他に意見書（様式第３号）を提出させるものとする。
５　難病患者等については、申請書の他診断書（様式第２号）を提出させるものとする。
６　居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）」の給付希望者は、申請書の提出時に必ず工事図面と改修工事見積書を添付するものとする。
（給付決定）
第９条　市は、申請書を受理した場合には、当該対象者の身体の状況・介護の状況・家庭の経済状況等を実地等により調査し、すみやかに「調査書」を作成するものとする。
２　市は、内容を審査のうえ、用具の給付等を行うかどうかを決定するものとする。用具の給付等を行うことを決定した場合には、決定通知書及び給付券を、その申請を却下することを決定した場合には却下決定通知書をそれぞれ申請者に交付するものとする。
３　市は、用具の価格を決定する場合には、見積書等により確認のうえ、別表４「日常生活用具給付等事業基準単価表」に定める価格の範囲内で決定するものとする。
４　市は、用具の給付等を決定した場合には、給付等対象者に対して本制度の趣旨・給付等の条件等を十分説明するものとする。また、第６条第１項で規定する業者が当該給付対象者に用具を納品した時（住宅改修費の給付の場合には、住宅の改修工事が完了した時）にはその検収（確認）を行うとともに、その後も適正な使用及び管理がなされているか等

について家庭訪問等により指導の万全を期するものとする。
５　市は、給付等の判断が困難な場合は、心身障害者福祉センター所長又は児童相談所長に助言を求めるものとする。
（継続用具の給付）
第１０条　市は、障害者等の申請手続きの利便を考慮し、継続用具については、次のとおり給付するものとする。
(1) 暦月を単位として２か月ごとに給付券を１枚に記載して給付するものとする。
(2) 申請１回につき最大で６か月分（給付券３枚）まで一括して給付できるものとする。
（費用の負担及び請求）
第１１条　市は、用具の給付を受けようとする者又はこれを扶養する者に対し、用具の購入及び改修工事に要する費用の一部を負担させることができる。この場合、負担させる費用を用具を給付する業者に対し直接支払わせることができる。負担させる額の基準については、別表２「日常生活用具給付等事業費用負担徴収基準額表」に定めるところによるものとする。
２　用具を給付した業者が市に請求できる額は、用具の給付等に必要な用具の購入に要する費用から用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者が負担する額を控除した額とする。
３　用具の給付の対象者又はこれを扶養する者が業者から用具の給付を受ける場合及び前項による費用の請求は「給付券」を添付して行うものとする。
４　点字図書の給付による費用の負担については、別紙１「視覚障害児点字図書給付事業実施要綱」によるものとする。
（用具の管理）
第１２条　市は、未だ給付等を実施していない用具は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
２　用具の給付等を受けた者は、用具を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
３　前項に違反した場合には、市は、当該給付等に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。
（台帳の整備）
第１３条　市は、用具の給付等の状況を明確にするため、「日常生活用具給付台帳」及び「住宅改修費給付台帳」を整備しておかなければならない。
（申請書等の様式）
第１４条
この要綱による申請書等の様式については、市長が別に定める。
（雑則）
第１５条
この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則
この要綱は、平成１８年１０月１日から施行する。
附則
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。
附則
この要綱は、平成１９年７月１日から施行する。
附則
この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。
附則

１　この要綱は、平成２１年５月５日から施行する。
２　編入前の富士見村重度障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成１８年９月２９日要綱第３４号）及び富士見村住宅改修費給付事業実施要綱（平成１４年２月１５日要綱第３号）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定により行なわれた手続きその他の行為とみなす。

附則

この要綱は、平成２１年７月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２１年１２月２２日から施行する。

附則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２４年７月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２５年４月３０日から施行する。

附則

この要綱は、平成２７年７月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２８年８月１５日から施行する。

附則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２９年５月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２９年１０月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別紙１

点字図書等給付事業実施要綱

１　目的

視覚障害児者にとって重要な情報入手手段である点字図書及び点字新聞（以下「点字図書等」という）は、一般の図書及び新聞に比較して高額であり、点字図書等による情報の入手が著しく妨げられているため、点字図書等を給付することにより、点字図書等による情報の入手を容易にし、その福祉の増進に資することを目的とする。

２　事業主体

事業の実施主体は、前橋市（以下「市」という。）とする。

３　給付対象者

主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児者とする。

４　給付対象の点字図書等

月刊や週間等で発刊される雑誌を除く点字図書等とする。

ただし、点字新聞については、年度購読のみを対象とする。

５　給付の限度

辞書等一括して購入しなければならないものを除き、給付対象者１人につき、点字図書で年間６タイトル、又は、２４巻を限度とする。

ただし、点字新聞については、年度購読を１タイトル、１巻として給付できるものとする。

６　点字図書等を給付することができる出版施設

厚生労働省が指定する「点字図書給付対象出版施設」とする。（以下「出版施設」という。）

７　給付の実施

（１）市は、給付を受けようとする者及びこれを現に扶養している者の申請に基づき、その申請者が給付対象者として適格であることを確認し、該当者を「点字図書等給付台帳」（以下「給付台帳」という。）に登録のうえ実施するものとする。

（２）申請者は、出版施設に電話等で給付を希望する点字図書等の「点字図書発行証明書」（以下「証明書」という。）の送付を依頼し、その証明書を添えて市に点字図書等の給付を申請する。

（３）市は、申請者・出版施設等の事項を確認のうえ、給付台帳に必要事項を記載し、証明書に証明印を押印して出版施設に交付する。

（４）申請者は、証明書に自己負担額（一般図書の購入価格相当額。ただし、点字新聞については、年度購読料の百分の五十に相当する額）を添えて、出版施設に申し込み、点字図書等の給付を受ける。

（５）市は、出版施設からの請求に基づき、給付台帳と確認のうえ公費負担分（点字図書等の価格から自己負担額を控除した額）を出版施設に支払うものとする。

８　自己負担

点字図書等の給付を受けた者又はこれを扶養する者は、「前橋市重度障害者日常生活用具給付等事業実施要綱」の規定にかかわらず、証明書に記載されている自己負担額を、出版施設に申し込む際に支払うものとする。

９　実施上の留意事項

（１）市は、申請に基づき管内の給付対象者を把握するとともに、必要事項を登録台帳に記載し、台帳を整備しておくものとする。

（２）市は、郵送による給付申請の受付等、給付を受けようとする視覚障害児者の利便を考慮して実施するものとする。

（３）市は、事業実施に際して給付の対象となる視覚障害児者に対して、事業内容を十分に周知し、事業が円滑に実施されるよう努めるものとする。

別紙２

住宅改修費給付事業実施要綱

１　目的

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害児者が段差解消等住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を給付することにより、地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

２　実施主体

本事業の実施主体は、前橋市（以下「市」という。）とする。

３　給付対象者

下肢または体幹機能障害３級以上で、学齢児の以上の障害者等。

ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害２級以上または知的障害重度以上の障害者等であって、排便後の処理が困難な者（学齢児以上）。

４　住宅改修費の範囲

住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

（１）手すりの取付け

（２）床段差の解消

（３）滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更

（４）引き戸等への扉の取替え

（５）洋式便器等への便器の取替え

（６）その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

５　住宅改修費の給付要件

当該住宅改修が給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ身体の状況、住宅の状況等を勘案して市が必要と認める場合に給付するものとする。

６　給付の限度

住宅改修費の給付は原則１回とする。

７　実施上の留意事項

市は、事業実施に際して給付の対象となる障害児者又はその保護者に対して、事業内容を十分に周知し、事業が円滑に実施されるよう努めるものとする。